新	旧
福島県不育症検査費用助成事業実施要綱 第１　～第３（略） （助成対象となる検査） 第４（略） （１）（略） （２）（略） （３）流死産検体を用いた遺伝子検査２（流死産絨毛・胎児組織 NGS 染色体検査）（令和８年４月 30 日厚生労働省告示第 206 号） （助成額） 第５～第 12（略） 附　則 この要綱は、令和３年６月１１日から施行し、令和３年４月１日より適用する。 附　則 この要綱は、令和 5 年 3 月 23 日から施行し、令和 4 年 12 月 1 日より適用する。	福島県不育症検査費用助成事業実施要綱 第１～第３（略） （助成対象となる検査） 第４　（略） （１）（略） （２）（略） （３） （助成額） 第５～第 12（略） 附　則 この要綱は、令和３年６月１１日から施行し、令和３年４月１日より適用する。 附　則 この要綱は、令和 5 年 3 月 23 日から施行し、令和４年 12 月 1 日より適用する。

附　則 この要綱は、令和８年３月６日から施行し、令和７年６月１日より適用する。 附　則 この要綱は、令和８年　月　日から施行し、令和８年５月１日より適用する	附　則 この要綱は、令和８年３月６日から施行し、令和７年６月１日より適用する。